

大牟田市成年後見制度利用支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見について、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者（以下「要支援者」という。）の福祉の増進を図るために、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う審判の請求等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（審判の請求要件の判定）

第2条 市長は、要支援者の福祉を図るため、特に審判の請求を行う必要があると認めることの可否の判定は、次の各号に掲げる事項を調査の上、総合的に考察して行うものとする。

- （1） 要支援者の事理を弁識する能力の程度
- （2） 要支援者の生活及び資産、収入の状況
- （3） 要支援者の配偶者及び親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による要支援者保護の可能性
- （4） 要支援者又は親族等が審判請求を行う見込み
- （5） 行政等が行う各種施策及びサービス活用による要支援者に対する支援策の効果

（親族への情報提供）

第3条 前条第4号において、要支援者の親族が審判の請求を行う意思を有する場合には、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第16条第3項第2号及び同第23条第2項の規定に基づき、必要に応じて、要支援者の状況等の情報を必要な範囲内で当該親族に提供することができる。

（審判請求の手続き）

第4条 審判の請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続きは、家庭裁判所の定めるところによる。

（審判請求費用の負担）

第5条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判の請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

（審判請求費用の求償）

第6条 市長は、審判請求費用について、要支援者が住民税課税世帯に属する場合は、市が負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定による負担について家庭裁判所に上申するものとする。

（助成の対象者）

第7条 この要綱による助成の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規

定により、本市に住所等を記録している者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 13 条に規定する住所地特例対象者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条第 3 項に規定する特定施設入所障害者、及びその他法令の規定により転出後も本市が援護を行っている者を含む。）、または老人福祉法第 5 条の 4 に規定する福祉の措置の実施を行う対象となる者で、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 資産・収入等の状況から、第 1 号に準じると認められる者

2 前項の規定により助成の対象となる者が、当該助成を受ける前に死亡した場合は、前項の規定にかかわらず、家庭裁判所により報酬付与の審判がなされたその成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）を助成の対象とすることができる。

（助成の対象経費）

第 8 条 市長は、後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものとする。

（助成額）

第 9 条 前条の後見人等の報酬に係る助成額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第 7 条第 1 項第 1 号に該当する者は、家庭裁判所が決定する後見人等の報酬額（以下「報酬」という。）と次項に定める上限額のうちいずれか低い方。
 - (2) 第 7 条第 1 項第 2 号に該当する者は、報酬を負担することで生活保護法の保護の基準を下回る額と次項に定める上限額のうちいずれか低い方。
- 2 助成額の上限は、次の各号より算出した額とする。
- (1) 施設等に入所している者は月額 18,000 円を、その他の者は月額 28,000 円を上限とする。
 - (2) 助成対象期間に、施設等に入所している期間とその他の期間が混在している月がある場合は、施設等に入所している期間の日数が半数以上の月は、月額 18,000 円を上限とし、施設等に入所している期間の日数が半数に満たない月は、月額 28,000 円を上限とする。
 - (3) 助成対象期間において、1 月に満たない日数の月があるときは、助成上限額は、前 2 号に規定する月額の上限額の日割り計算により算出する。当該算出額に 10 円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額を助成上限額とする。
- 3 他の制度により助成を受けている場合の報酬は、他の制度から受けた助成額を差し引いた額とする。
- 4 要支援者が死亡した場合の報酬は、遺留金額を差し引いた額とする。
- 5 第 2 項第 1 号に規定する施設等は次に掲げるものとする。
- (1) 生活保護法に規定する保護施設
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設及び療養介護を提供する施設
 - (3) 老人福祉法に規定する老人福祉施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム）
 - (4) 介護保険法に規定する介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院）

(5) 医療法に規定する医療提供施設

6 複数人の後見人等が選任されている場合は、各々の報酬を合算し、第1項から第4項までの規定により算出した額を助成する。

(申請)

第10条 助成を受けようとする者は、市長に申請し、交付の決定を受けなければならない。

2 市長は、前項の交付の決定をするときは、必要な条件を付することができる。

(助成を受ける資格の喪失)

第11条 助成を受けている者は、第7条に規定する要件に該当しなくなったときは、助成を受ける資格を失う。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(後見人等報酬の助成の準用)

第13条 第7条から前条までの規定は、市長以外の者（他の市町村長を除く）が審判の請求を行った要支援者について準用する。ただし、後見人等が4親等以内の親族である場合及び本市以外の市町村の実施する制度により助成を受けられる場合を除く。

(助成額の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱の施行について、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 第13条の規定による助成の対象期間は、令和7年4月1日以降に報酬付与審判を受けた報酬のうち、令和7年4月1日以降の職務に係る報酬により算定するものとする。